

第九号様式（第三十五条関係）（平30国交令1・追加）

（表面）

9 センチ メー トル	第 年 月 日 号
	氏 名
	年 月 日生
	通訳案内士法第四十九条第二項の規定による証明書
	年 月 日まで有効
	所属庁 印

9センチメートル

（裏面）

9 センチ メー トル	通 訳 案 内 士 法 抜 粹
	（立入検査）
	第四十九条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
	3 （略）
	第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
	一～三 （略）
	四 第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

9センチメートル